

第4回（2013）事例演習問題コンテスト審査結果について

1 応募者の概要

応募は3件で、憲法部門1件（北海学園大学）、民法部門1件（北海学園大学）、刑法部門1件（京都産業大学）であった。応募作品は別紙のとおりである。

2 審査結果について

憲法部門、民法部門、刑法部門それぞれ独立に審査し、以下の結果となった。

1等 該当なし

2等 該当なし

3等 【民法部門】【作品1】徳中英頭（北海学園大学）

※ 審査結果講評の詳細は別紙のとおりである。

※ なお、憲法部門の作品には、基本書などでもあまり言及されることのない「重要な論点」に気づき作題してみようと試みたチャレンジ精神に対して奨励賞を、刑法部門の作品には、積極的な参加意欲に対して参加賞を、それぞれ所属する法科大学院より授与することとした。

3 その他

法科大学院で学ぶ学生諸君であれば、事例演習問題作成には、日常的に行われる起案とその添削指導に匹敵する、ないしはそれ以上に重要な意味が存在することを理解していると思う。次年度の開催も予定されているので、各自の事案解決能力向上のため、積極的な参加を期待する。